

## 議題 1

### 持続的な介護制度の実現（フォローアップ及び新規）

#### ③ ローカルルールの見直し（フォローアップ及び新規）

## 第3章 経済再生と財政健全化の好循環

### 2. 経済・財政一体改革の推進等

#### (1) 次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行政改革

##### ① デジタル・ガバメントによる行政効率化

##### (書類・対面手続等の徹底した簡素化)

I T活用による行政の利便性向上や簡素化・効率化に向けて、情報セキュリティの確保を大前提に、業務の見直し(添付書類の撤廃等を含む)とデジタル3原則(※1)に則った行政手続等におけるオンライン化の徹底により、行政サービスの100%デジタル化を目指す。

このため、行政手続に関連する民間手続のワンストップ化を進める。具体的には、子育て、介護、引越し、死亡・相続など主要なライフイベントの際に個人が行う手続や、社会保険・税など従業員の採用、退職等のライフイベントに伴い企業が行う手続について、順次実施する。また、行政が保有している行政機関間の情報連携等により省略可能となる添付書類について法制上の措置を講ずるほか、介護、保育、福祉の現場等を中心に、自治体ごとにバラバラな申請書類・添付書類等について、国と地方の連携により、標準化・ガイドライン化を進める。

また、中小企業等への時間外労働の上限規制が適用される2020年4月から中小企業等の行政手続上の負担を軽減するため、社会保険の採用・退職時等の手続についてのI D・パスワード方式での簡易なオンライン申請や、補助金(各省、有志自治体)についてのGビズI D(法人共通認証基盤)を活用したI D・パスワード方式での申請を実現する。

(※1) ①デジタルファースト(原則として、個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。)、②ワンスオンリー(一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。)、③コネクテッド・ワンストップ(民間サービスを含め、複数の手続・サービスがどこからでもノ一か所で実現する。)

# 介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会について

## ○ 設置の趣旨

介護分野の文書に係る負担軽減の実現に向け、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者が協働して、必要な検討を行う。

## ○ 検討事項

▶ 介護分野において、国、指定権者・保険者及び介護サービス事業者の間でやり取りされている文書に関する負担軽減策を検討。

【検討対象とする主な分野】 注) 介護報酬の要件等に関連する事項については、介護給付費分科会にて検討。

- ① **指定申請関連文書** (人員・設備基準に該当することを確認する文書等)
- ② **報酬請求関連文書** (加算取得の要件に該当することを確認する文書等)
- ③ **指導監査関連文書** (指導監査にあたり提出を求められる文書等)

▶ 中間取りまとめ（令和元年12月4日）で示された3つの視点にたち、明確な検討スケジュールを定め具体的な取組方策を検討。

### 【3つの視点】

- I **簡素化** (様式・添付書類や手続きの見直し)
- II **標準化** (自治体ごとのローカルルールの解消)
- III **ICT等の活用** (ウェブ入力・電子申請)

### 【検討スケジュール】

- 令和元年度内目途の取組** (押印や窓口負担の最小化 等)
- 1～2年以内の取組** (変更・更新時の負担軽減 等)
- 3年以内の取組** (ウェブ入力・電子申請 等)

## ○ 委員名簿 (敬称略、五十音順) (令和4年1月20日現在)

- |         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| 浅野 尚志   | 栃木県保健福祉部高齢対策課長                   |
| ○ 井口 経明 | 東北福祉大学客員教授                       |
| 石川 貴美子  | 秦野市福祉部参事 (兼高齢介護課長)               |
| 井上 浩徳   | 豊島区保健福祉部介護保険課長 (兼介護保険特命担当課長)     |
| 江澤 和彦   | 公益社団法人日本医師会常任理事                  |
| 遠藤 健    | 一般社団法人全国介護付きホーム協会顧問              |
| 菊池 良    | 奥多摩町福祉保健課長                       |
| 木下 亜希子  | 公益社団法人全国老人保健施設協会研修推進委員           |
| 清原 慶子   | 杏林大学客員教授/ルーテル学院大学客員教授            |
| 後藤 裕子   | 公益社団法人日本看護協会医療政策部長               |
| ◎ 野口 晴子 | 早稲田大学政治経済学術院教授                   |
| 橋本 康子   | 一般社団法人日本慢性期医療協会副会長               |
| 濱田 和則   | 一般社団法人日本介護支援専門員協会副会長             |
| 榊田 和平   | 公益社団法人全国老人福祉施設協議会介護保険事業等経営委員会委員長 |
| 山際 淳    | 民間介護事業推進委員会代表委員                  |
| 山本 千恵   | 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長           |

◎: 委員長  
○: 委員長代理

## ○ 開催履歴

令和元年8月7日(水)	第1回委員会
8月28日(水)	第2回委員会 事業者団体からのヒアリング他
9月18日(水)	第3回委員会 論点整理 他
10月16日(水)	第4回委員会 負担軽減策についての議論他
11月27日(水)	第5回委員会 中間取りまとめ(案) 他
12月4日(水)	中間取りまとめの公表
12月5日(木)	介護保険部会への報告
令和2年3月30日(月)	第6回委員会 取組の進捗、今後の進め方他
11月13日(金)	第7回委員会 負担軽減策についての議論他
令和3年3月17日(水)	第8回委員会 負担軽減策についての議論他
令和4年1月20日(木)	第9回委員会 負担軽減策についての議論他

# 介護分野の文書負担軽減に関するこれまでの主な取組

簡素化・標準化の検討が、ICT化の推進にも繋がる。

	指定申請	報酬請求	実地指導等
簡素化	● 提出時のルールによる手間の簡素化 ・押印、原本証明、提出方法（持参・郵送等）		● 実地指導に際し提出する文書の簡素化 ・重複して求める文書 ・既提出文書の再提出
	● 様式、添付書類そのものの簡素化 ・勤務表の様式、人員配置に関する添付書類 ・平面図、設備、備品等		
	● 介護医療院への移行にかかる文書の簡素化		● 実地指導等の時期の取扱い
	● 更新申請時に求める文書の簡素化		
	● 併設事業所や複数指定を受ける事業所に関する簡素化 ・複数種類の文書作成（例：介護サービスと予防サービス） ・手続時期にずれがあることへの対応		
簡素化 標準化		・処遇改善加算/ 特定処遇改善加算	
	● 変更届の頻度の取扱い 運営規程等の従業員の「員数」の記載方法の明確化		
標準化	● H30省令改正・様式例改訂の周知徹底による標準化		● 実地指導の標準化・ 効率化指針の周知徹底による標準化
	● 様式例の整備（総合事業の指定申請、加算の届出書等）		
ICT等 の活用	● 申請様式のHPにおけるダウンロード		● 実地指導のペーパーレス化 ・画面上での文書確認
	● 文書保管の電子化		
	● ウェブ入力・電子申請（※）		

<凡例>

R元年度の取組

R2～R3年度の取組

R4年度までの取組

《取組を徹底するための方策》

- 各取組の周知徹底（特に小規模事業者）
- 国・都道府県から市区町村への支援
- 事業所におけるICT化の推進
- 保険者機能強化推進交付金の評価指標への追加 他

（※）介護事業所の指定申請等について、電子申請・届出システムを構築するため、令和3年度中に介護サービス情報公表システムの改修を目指す。今後、参加自治体を募集し、利用開始の準備・調整等を経て、第1期の参加自治体では令和4年度下期頃からの運用開始を想定。その後、段階的に参加自治体を拡大予定。

# 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：400億円(400億円)

400億円の内訳  
 ・保険者機能強化推進交付金：200億円  
 ・介護保険保険者努力支援交付金：200億円(社会保障の充実分)

## 趣旨

- 平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組を制度化
- この一環として、自治体への財政的インセンティブとして、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための保険者機能強化推進交付金を創設
- 令和2年度においては、公的保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金(社会保障の充実分)を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより配分基準のメリハリ付けを強化

## 概要

各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況(評価指標の総合得点)に応じて、交付金を交付する。

- 【主な指標】
- ① PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化
  - ② ケアマネジメントの質の向上
  - ③ 多職種連携による地域ケア会議の活性化
  - ④ 介護予防の推進
  - ⑤ 介護給付適正化事業の推進
  - ⑥ 要介護状態の維持・改善の度合い

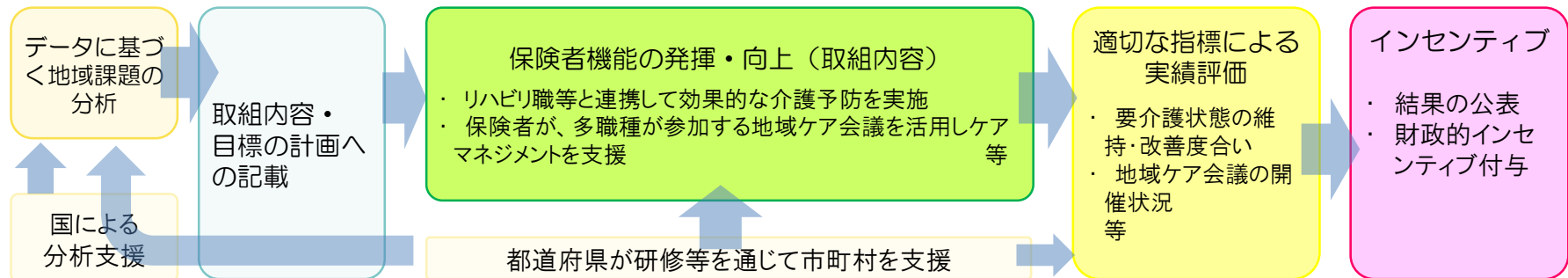
### <市町村分>

- 1 配分** 介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち190億円程度  
保険者機能強化推進交付金200億円のうち190億円程度
- 2 交付対象** 市町村(特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。)
- 3 活用方法** 国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当  
なお、交付金は、高齢者の市町村の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることも踏まえ、各保険者は、交付金を活用し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉事業を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めていくことが重要。

### <都道府県分>

- 1 配分** 介護保険保険者努力支援交付金200億円のうち10億円程度  
保険者機能強化推進交付金200億円のうち10億円程度
- 2 交付対象** 都道府県
- 3 活用方法** 高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業(市町村に対する研修事業や、リハビリ専門職等の派遣事業等)の事業費に充当。

## <参考>平成29年介護保険法改正による保険者機能の強化





# 保険者機能強化推進交付金の評価指標への文書負担軽減に関する取組の反映

- 保険者機能強化推進交付金の評価指標に文書負担軽減の取組を令和2年度分から追加。  
評価指標は、毎年見直しを行っている。

## (令和4年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標抜粋 (都道府県・市町村共通))

	項目	ポイント
ア	押印の見直しによる簡素化	指定申請書等への押印は不要とする。
イ	提出方法(持参・郵送等)の見直しによる簡素化	(1) 新規指定申請については、事前説明や面談の機会等を含めて一度は対面の機会を設けることを基本としつつ、すでに複数事業所を運営している事業者の場合については更なる対面を必須としない等、場合分けを行った上で対応する。 (2) 更新申請・変更届については、原則、郵送・電子メール等による提出とする。 (3) ただし、いずれの場合も、持参を希望する事業者については、持参できることとする。 ※(1)～(3)全て実施で評価
ウ	人員配置に関する添付資料の簡素化	添付資料は人員配置基準に該当する資格に関する資格証の写しのみとする。自治体において代替の確認方法がある場合には、資格証の写しの提出も求めないこととする。
エ	施設・設備・備品等の写真の簡素化	写真の提出を求める場合は、自治体が指定にあたって現地を訪問できない場合に限り提出を求めることとする。
オ	運営規程等への職員の員数の記載方法の簡素化	○運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」の記載について、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することを認める。 ○実人数を記載する場合であっても、運営規程の「従業員の員数」に変更があったとするのは、1年のうち一定の時期を比較して変更している場合とし、その変更の届出は1年のうちの一定の時期に行うことで足りるものとする。
カ	変更届の標準添付書類の対応	変更届の標準添付書類に沿った対応としている。
キ	更新申請における提出書類の簡素化	介護保険法施行規則において、介護サービス事業者が更新申請にあたり提出が必要な事項のうち、既に指定権者に提出して変更がない場合、「申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる」としている事項について、省略可としている。
ク	併設事業所の申請における提出書類の簡素化	(1) 介護サービスと介護予防サービスの指定を受ける場合の取扱いについて 介護サービスと介護予防サービスの指定を受ける場合、既に指定権者に提出している事項について変更がない場合、「申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる」としている事項について、省略可としている。 (2) 指定の有効期間の定めに関する弾力的な運用について 同一事業所で複数のサービスの指定等を受けており、それぞれの指定等の有効期限が異なっている場合に、それらの指定等の有効期間をあわせて更新することを可としている。
ケ	実地指導の「標準化・効率化指針」を踏まえた標準化	(1) 基本項目 ①「標準確認項目」及び「標準確認文書」に基づき実施し、所要時間の短縮を行う。②実施通知は、1か月前までに発出し、実地指導当日の概ねの流れをあらかじめ示す。③確認する文書は、実施指導の前年度から直近の実績に係る書類とする。④利用者へのケアの質の確認のための記録等を確認する場合は、3名以内とする。(居宅介護支援事業所の場合は、介護支援専門員1人あたり1名～2名とする) ⑤同一所在地等の事業所に対する実地指導及び老人福祉法等の関連する法律に基づく指導・監査の同時実施を行う。 (2) 個別項目1 事業所に対し資料(文書等)の提出を求める際、重複した資料の提出を求めない。 (3) 個別項目2 既提出文書につき、再提出を不要とする。 (4) 個別項目3 ICTで書類を管理している事業所においては、PC画面上で書類を確認する。
コ	指定申請書等の様式例の活用やホームページにおけるダウンロード等	○指定申請(新規・変更・更新)については、原則、以下の厚生労働省ホームページに掲載している様式例及び参考様式を活用し、原則としてExcelファイルの形式にて、外部から分かりやすい形でホームページに申請様式を掲載している。(「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」を含む) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html</a> (11. 指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について) ○「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」は、必要項目を満たしていれば、各事業所で使用するシフト表等の提出により代替することを可能としている。

# 令和4年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標の結果

○ 令和4年度保険者機能強化推進交付金に係る評価指標の評価結果は以下のとおり。  
 (令和3年度(予定)までの取組が対象)

**都道府県分：**Ⅱ 自立支援・重度化防止等、保険給付の適正化事業等に係る保険者支援の事業内容  
 (7) 介護人材の確保・生産性向上に係る支援 ⑧

**市町村分：**Ⅲ 介護保険運営の安定化に資する施策の推進 (2) 介護人材の確保⑤

	項目	都道府県 (n=47)		政令指定都市・ 中核市 (n=82)		全市町村 (n=1741)	
		実施数	実施率	実施数	実施率	実施数	実施率
ア	押印の見直しによる簡素化	45	95.7%	77	93.9%	1,469	84.4%
イ	提出方法(持参・郵送等)の見直しによる簡素化	40	85.1%	52	63.4%	1,184	68.0%
ウ	人員配置に関する添付資料の簡素化	30	63.8%	57	69.5%	1,216	69.8%
エ	施設・設備・備品等の写真の簡素化	35	74.5%	38	46.3%	1,025	58.9%
オ	運営規程等への職員の員数の記載方法の簡素化 「○人以上」と記載することを認める 実人数を記載する場合、届出は年1回	47	100.0%	82	100.0%	1,404	80.6%
		36	76.6%	64	78.0%	1,158	66.5%
カ	変更届の標準添付書類の対応	37	78.7%	62	75.6%	1,405	80.7%
キ	更新申請における提出書類の簡素化	31	66.0%	55	67.1%	1,150	66.1%
ク	併設事業所の申請における提出書類の簡素化 介護・介護予防の指定を受ける場合の取扱い 指定の有効期間の弾力的な運用について	34	72.3%	58	70.7%	1,150	66.1%
		36	76.6%	59	72.0%	944	54.2%
ケ	実地指導の「標準化・効率化指針」を踏まえた標準化 基本項目 重複した資料の提出を求めない 既提出文書につき、再提出を不要とする PC画面上で書類を確認する	30	63.8%	62	75.6%	982	56.4%
		42	89.4%	73	89.0%	1,363	78.3%
		41	87.2%	59	72.0%	1,235	70.9%
		43	91.5%	75	91.5%	1,131	65.0%
コ	指定申請書等の様式例の活用やホームページにおけるダウンロード等 HPへの掲載(原則、Excelファイル形式) 勤務表：各事業所のシフト表等で可とする。	42	89.4%	68	82.9%	1,155	66.3%
		44	93.6%	79	96.3%	1,385	79.6%
	合計	-	81.5%	-	77.7%	-	69.5%

### [ユニット型特別養護老人ホームの定員について]

- 各自治体の運用は変わらないと考えられる中、速やかに通知等を発出することも含めて検討すべき。
- どのような段取り・スケジュール感で検討を行うのか。



## ユニット型特別養護老人ホームの定員見直しに関する御意見に対するご回答

ユニット型特別養護老人ホームの1ユニットあたりの入居定員については、基準省令（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準）に「おおむね10人以下としなければならない」と規定した上で、解釈通知において、敷地や建物の構造上の制約など特別の事情によりやむを得ない場合であって、「おおむね10人」と言える範囲内の入居定員であることなどを要件に、10人を超えるユニットも認めることとしていましたが、令和3年度介護報酬改定において、基準省令に「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」と規定した上で、解釈通知において、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合には、入居定員が15人までのユニットを認めることを明記して自治体に周知しているところです。

これを踏まえて自治体が適切に対応するものと考えておりますが、ご指摘を踏まえ、今後、その旨をあらためて周知するための事務連絡等を発出いたします。

また、当該見直しを踏まえた自治体の対応状況については、自治体にヒアリング等を実施するなど、実態把握を行ってまいります。

(参考)

1ユニットあたりの入居定員に関する基準については、老人福祉法や介護保険法において、基準省令を参酌した上で、自治体において条例で定めることとされています。

## (参考) ユニット型特別養護老人ホームの1ユニットあたりの入居定員に関する法令

### ○ 介護保険法（平成九年十二月十七日法律第二百二十三号）

第八十八条 指定介護老人福祉施設は、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、**指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。**

3 **都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。**

一 指定介護福祉施設サービスに従事する従業者及びその員数

二 指定介護老人福祉施設に係る居室の床面積

三 指定介護老人福祉施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

4～6 (略)

### ○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）

(設備)

第四十条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 居室

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、**一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。**

### [見守り機器を活用する場合の夜間巡視について]

- 見守り機器を活用する場合、夜間巡視は訪室によらないものとして差し支えないか。
- この考え方について、生産性向上に関するガイドラインその他において明記すべきではないか。

## 見守り機器を活用する場合の夜間巡視に関する御意見に対するご回答

ご指摘の巡視については、見守り機器等を活用することにより、居室への訪問を個別に必要とする利用者がいない場合など、状況に応じ、訪室に拠らない見守りとして差し支えないと考えています。

「生産性向上に資するガイドライン」において、見守り機器等を活用した場合の定時巡視のオペレーションの変更や効果的な運用等の事例を紹介し、手法の普及を図っているところですが、ご指摘も踏まえ、今後、本ガイドラインや事務連絡等で、その旨を明記いたします。

また、上記の明示・周知を実施した上で、自治体にヒアリング等を実施するなど、自治体の状況について実態把握を行ってまいります。